

昭和六十年六月二十四日提出
質問 第三九号

各省大臣の行政指導に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年六月二十四日

提出者 玉置和郎

衆議院議長 坂田道太殿

各省大臣の行政指導に関する質問主意書

前回私が質問主意書第三一号で質問した趣旨は、民間事業者がその事業遂行にかかわる主要設備機器等の選定を行うに際して、所管大臣が民間事業者に対し、強大な行政権限を背景に特定の品目を選定購入するよう勧奨することは、大臣の権限の強大さ、その勧奨行為の特定性から、「相手方の任意の協力」を得るといふよりも、むしろ民間事業者に事実上行為を強制する結果をもつことになるので、このような行政指導は行われるべきでないし、許されるべきでない、ということにあつた。

これに対する答えは、抽象的、一般的であつたが、答弁書（六十年第三一号）によれば、「…行政指導は相手方の任意の協力を得て行うものであつて、国民の権利を制限し、又は国民に対して義務を課するような法律上の強制力を有するものではない…」とあり、また、答弁書（五十九年第三

四号)には、行政指導は「…その実施に当たっては、いやしくも行政権の濫用にわたらないよう十分配慮すべきものである。」と答弁された。この趣旨からいえば、事実上特定事業者に特定行為を強制するような結果となる行政機関の行為は、本来の行政指導の趣旨にそぐわないものと解されることになると思われるが、どうか。内閣の見解を改めてお伺いしたい。

右質問する。